

平成30年度 第1回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時：6月29日（金）9時30分から12時10分まで

■場 所：瑞浪市化石博物館 レクチャールーム

■出席者：青木本吉、安部利美、小栗幸江、可知正巳、加知久宗、桑原研二、
小木曾建夫、三戸憲和、柴田明芳、山田和洋

欠席者：なし

事務局：工藤課長、砂田係長、安藤主事

■あいさつ

可知会長あいさつ（内容は省略）、全委員の出席による会議成立の宣言

■報告事項

資料に基づき、事務局より平成29年度文化財関連事業、平成30年度文化財関連事業計画を報告

委 員：櫻堂薬師の涅槃図修復業者はどのように決定したのか。

事務局：桜堂区が瀬戸市の業者と岐阜市の業者の2社に見積もりを取り、安価であった岐阜市の業者に決定したと伺っています。

■審議事項

会 長：それでは文化財の指定について審議します。まず始めに、継続審議となっていました「大湫神明・白山神社の例祭」の調査経過について事務局からの説明を求めます。

事務局：昨年度までの調査に基づき〔資料1〕から〔資料5〕を作成しましたのでご覧ください。〔資料1〕から〔資料4〕の古文書調査については、桑原委員と小木曾委員にご協力いただきました。

〔資料1〕は元治元年（1864）11月21日の記録で、神明神社の屋根修理の際の役割分担表と思われます。神輿についての記載がありますが、山車についての記載はありません。

〔資料2〕は西森川家の奉加帳、すなわち寄進した金品等の記録です。元治元年（1864）12月21日の記録に、犬山から「屋形」を譲渡されたとの記載があり、これが現在の山車を指すと推測されます。

〔資料3〕は明治3年（1870）における大湫村内の神社の記録です。祭りの期日や神輿についての記載がありますが、山車についての記載はありません。

〔資料4〕は明治19年（1886）年に神輿を購入した際の記録です。

天保年間（1830～1843）には神輿を用いた祭礼が行われていたこと、またその神輿が明治18年（1885）に消失したことから改めて購入した経緯を記しています。この記述の内容は、神輿底部にある墨書とも一致します。

[資料5]は有識者による祭礼音楽の調査レポートです。古い音楽が伝えられていること、祭礼の音楽（山車囃子）は犬山祭りの影響が強いと推測されること等が考察されています。

会長：ありがとうございます。これらの調査報告について、ご意見はありますか。すでしょうか。

委員：大湫の山車は明治5年に犬山から譲られたと伝えられているが、その伝承との差異が生じた要因は何か。

事務局：明治5年に山車を譲られた件については、大湫在住であった渡辺俊典氏の書籍に記載がありますが、これが何を根拠として記したものか確認できていません。現段階では要因については不明です。

委員：元治元年（1864）に犬山との交渉を開始し、明治に至って交渉がまとまって山車を譲り受けたと考えられるのではないかと。

委員：当該時期は幕末という社会が混乱した時代であり、そのような可能性もあるのではないかと。

委員：この奉加帳は天保4年（1833）以降の様々な記録が事細かに記されている。この記録には森川家が金3両を支出した旨が記載されており、これ以降に何年も交渉を行ったとは考えにくい。また、他の奉加の状況から判断し、森川家が負担したのは全体の3分の1程度であったとみられる。

会長：他に資料が無い以上、現段階でこれ以上の事実を明らかにすることは困難と考えます。祭礼の今後の調査方針、文化財指定の見通しについてはどのようなのでしょうか。

事務局：祭礼調査については、山車を用いる祭礼であるということから、名古屋在住の有識者の方のご指導を得ながら進めてきた経緯があります。この有識者の方からは、文化財指定にあたっては、山車の幕類の調査、祭礼の流れの民俗学的な記録作成、山車の図面化等が必要とのご指導をいただいております。

従いまして、今年度は①幕類の調査、②民俗学的な記録作成、③祭礼音楽の追加調査、来年度は④山車の図面化、⑤報告書の刊行を行うよう計画しており、文化財指定はその後になるものと想定しています。

会長：承知しました。これまでも有識者の方にご協力いただいていた調査を進めてきた経緯もありますので、多少時間を要してもそれらの成果を記し

た報告書を作成することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

会 長：では、今ご説明いただいた内容で調査を進めていきたいと思えます。

また古文書の調査ですが、脇本陣のお宅に多くの資料が残されていると聞いたことがあります、調査の計画はありますでしょうか。

事務局：現在のところありませんが、「広報おおくて」の7月1日号に「古文書や古写真等の資料を探しています」という記事を掲載していただくこととしました。これは個人所有の資料を借用し、写真撮影した後に返却するというもので、祭礼や町並み等の資料が見つかることを期待しています。

会 長：承知しました。また進展がありましたらご報告ください。

会 長：続きまして、「大湫白山神社の御葉付銀杏」について事務局からの説明を求めます。

事務局：本年3月7日に現地調査を行った事案ですが、その際にご意見のありました全国の文化財指定状況をインターネットで調査し[資料6]にまとめました。調査の結果、25件の指定がなされている状況です。

3月7日の調査の際は地元在住であり専門の三戸委員がご欠席でしたので補足説明等ありましたらお願いします。

委 員：白山神社の御葉付銀杏は雌木で、枝の全てに御葉付銀杏が出るものではなく、主に南側の枝に出て、北側の枝には通常の銀杏が出る。これは御葉付銀杏の特徴であり、各個体によってどの程度の差があるかは把握していない。木は健康な状態と言え、町としても貴重な樹木として広くPRしたいと考えている。

委 員：全体に御葉付銀杏が出ないということは、通常の銀杏の突然変異種ということか。

委 員：突然変異といえるかは判断しかねるが、種としては銀杏であり、「御葉付銀杏」は俗称と言える。

委 員：[資料6]にある文化財の指定木は、樹齢と樹木の規模が比例していないように見えるが要因は何か。

委 員：おそらくその樹木が生育する環境にあると考えられる。自らが倒れることの無いよう、環境に応じて適応したものと判断する。

委 員：樹木の規模は、他の指定文化財と遜色ないものと言える。

委 員：そのように考える。御葉付銀杏の知識を有する来訪者からは「国指定のものよりも大きい」と言われることがある。

事務局：申請書には樹齢216年と記載がありますがその根拠は何でしょうか。

委 員：渡辺俊典氏の書籍にある記載が根拠と思われる。

- 委員：瑞浪市内には他に御葉付銀杏は確認されていないか。
- 委員：悉皆調査が行われたことがないため断定は出来ないが、現在のところ把握できているのは当該物件のみである。
- 委員：今まであまり意識してこなかったが、全国的に見ても数が少なく貴重な樹木と思われるが、御葉付銀杏の割合が文化財指定、すなわち文化財としての価値判断に影響を与える可能性はあるか。
- 委員：他の樹木の状況を把握できていないので、難しい問題である。白山神社の御葉付銀杏は全体の 10%程度と認識しているが、他の事例を調査・比較することも必要と考える。
- 会長：確かに、他の指定木の状態を把握しておくことは必要と考えます。今回の委員会までに中部地方の指定木の状態について、事務局で確認していただくようお願いします。
- 事務局：承知しました。文化財所在地の教育委員会に問い合わせ、結果をご報告します。
- 会長：続きまして、櫻堂薬師の「芝居舞台」について事務局からの説明を求めます。
- 事務局：本件は平成 25 年に申請書が提出されたものの、継続審議となっている案件です。これまでも長期にわたりご審議いただきてきましたが、重ねての審議をお願いします。なお、本件については過去に有識者による調査が実施されており、価値ある建物として評価されています。
- 委員：これまでの審議では、維持管理経費を危惧して指定に慎重な意見も出されてきた。指定後の維持管理は重要な問題ではあるが、文化財の価値とは関係の無いものであり、ここでは純粋に文化財的な価値を判断すべきである。本件は指定文化財に相応しいと考える。
- 委員：文化財は失われてから後悔しても取り返しが付かない。市内でも近代の窯や窯業関連資料の多くが失われていることは非常に残念である。この様な状況とならないよう、本件は後世に残すべきものとする。
- 委員：芝居舞台として使用できない状態で指定するのは好ましくない。また今後の維持管理の方針等について、改めて所有者の意思を確認する必要がある。
- 事務局：所有者の意思確認も必要だとは考えられますが、文化財指定の申請書が提出された以上、文化財審議会としての価値判断をお願いしたいと思います。
- 櫻堂薬師周辺の遺跡については、今後国史跡の指定を目指して「櫻堂薬師調査指導懇談会」という他の組織を立ち上げていますが、その委員会では保存すべきとのご意見をいただいておりますし、今後

の活用方針についてもご提案いただいております。

委員：これまで多くの芝居舞台が失われてきた経緯を考慮すると、本件は後世に残すことが望ましいと考えるが、審議会としての価値判断に際しては他の有識者の意見も参考としたい。

事務局：芝居小屋の専門家について、どなたか心当たりありますでしょうか。

委員：関東在住の有識者を紹介できる。連絡先を伝えるので、事務局で連絡・調整の上来訪を依頼されたい。

事務局：承知しました。当方で連絡を取り、ご来訪を依頼します。

会長：それでは事務局での調整をお願いします。

会長：続きまして、その他については何かありますでしょうか。事務局からの説明を求めます。

事務局：正式な申請書が出されている案件ではありませんが、細久手庚申堂の文化財指定についてご意見をお伺いしたいと思います。〔資料7〕は史跡としての指定を想定し、周辺の筆界を記した図面です。庚申堂が所在する土地は1筆の指定で問題ないと思われませんが、堂宇の東側に所在する石仏等については堂宇の敷地に含まれないことが確認されました。指定にあたってはこの石仏等も含むことが好ましいか、ご意見を伺いたいと思います。

会長：本件は昨年から事前の審議を行っているものですが、ご意見はありますでしょうか。

委員：石仏等の遺存状態はどのようなようか。

事務局：歌碑1点が倒れているものの、他はすべて良好に保存されています。

委員：石仏等は庚申堂と関係するものであり、一括の指定をすることが望ましいと考える。

【他にも同様の意見が相次ぐ】

会長：では、指定がなされる際は一括の指定が望ましいと判断しますので、事務局にはそれを前提として地元の方と協議を行われるようお願いいたします。

会長：それではこれもちまして本日の審議は終了といたしますが、その他何かありますでしょうか。

事務局：釜戸のヒトツバタゴについて、今井屋さんの建物南側の固体が枯れている状況となっています。先日、一部の委員と有識者による現地確認を行った結果、枝の落下等の危険性を考慮して、枝を伐採することが望ましいとの結論に至りました。今後、予算が確保できた段階で枝の伐採を行う計画です。

委員：釜戸のヒトツバタゴについては恒常的に観察を行ってきた。観察を始めた時点では4本の木が残っていたが、半原沢の成木に続いて2本が失われ、また県の教育委員会の姿勢にも積極性が感じられなかったのは残念である。

委員：枯れてしまった要因は何か。

委員：雨水が浸透しにくい地質の斜面に生育した木であり、寿命の可能性が高いと考えられる。

事務局：最終的には安全性を考慮し、根元で伐採する必要も考えなければなりませんので、県教委等と協議の上対応を検討していきます。

また先般、市の指定文化財である地歌舞伎の衣装について、県の文化財指定の申請書が提出されましたのでお知らせします。

会長：他はよろしいでしょうか。それでは本日の審議会はこれにて終了とします。皆さま、長時間にわたりご審議ありがとうございました。